

調達件名：情報提供等記録開示システムの再構築及び同システム等のサービス提供

項	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答(案)	仕様書修正	質問者
1	9	3.2.1	2	パブリッククラウドでの利用を想定した場合、データベースへの参照権限をデータベース管理者に持たせてはならない。データベースレベルでのアクセス制御を実現可能な機能を有するミドルウェアを必須とすべきである。	特定個人情報の漏洩はあってはならないというのは国民全体の認識です。情報漏洩のリスクは、外部からの侵入だけでなく、内部からの漏洩もあります。データベース内のデータ漏洩対策として、請負業者およびサービス事業者が万が一にもデータベースへのアクセスをしないよう、製品の機能を利用し厳密に管理運用することが望ましいと考えます。	データベースへのアクセス制御については、閲覧資料「情報提供等記録開示システム 基本設計書」をご参照ください。 なお、ご指摘のデータベースレベルでのアクセス制御については、「セキュリティ概要設計書_別紙4_対策一覧」に記載されております。		日本オラクル株式会社
2	9	3.2.1	2	パブリッククラウドでの利用を想定した場合、万が一のデータ流出にも備える必要がある。データベース内のデータを常時暗号化しておく機能を有するミドルウェアを必須とすべきである。	特定個人情報の漏洩はあってはならないというのは国民全体の認識です。データが流出した場合でも、暗号化をかけておくことで、情報漏洩のリスクを極小化できます。データベース内のデータ漏洩対策として、データを常時暗号化可能な製品の機能を利用し厳密に管理運用することが望ましいと考えます。	データベースのデータの暗号化については、閲覧資料「情報提供等記録開示システム 要件定義書」をご参照ください。 なお、ご指摘のデータベース内のデータを常時暗号化しておく機能については、「要件定義書(基盤編) 6.6.1.データ暗号化」に記載されております。		日本オラクル株式会社
3	9	3.2.1	2	パブリッククラウドを利用するとしても、データベースサーバ等がダウンした際にもサービスのダウンタイムがゼロとできる機能を有するデータベースまたはクラウドサービスを必須とすべきである。	デジタルガバメントの実現のために、情報保有機関と情報照会者の懸け橋となる最も重要なシステムのひとつである、情報提供等記録開示システムに関しては、24時間365日のサービスを提供することが求められ、それが実現できる製品またはサービスを利用することが望ましいと考えます。	情報提供等記録開示システムの継続性に係る要件については、閲覧資料「情報提供等記録開示システム 要件定義書」をご参照ください。 なお、ご指摘のデータベースサーバ等がダウンした際にもサービスのダウンタイムがゼロとできる機能については、「要件定義書(基盤編) 2.1.3.目標復旧水準(業務停止時)」に記載されております。		日本オラクル株式会社
4	9	3.2.2(2)	3	【質問等】 自己情報取得システムや情報提供ネットワークシステムといった連携システムとの相互接続確認を行うテストについても必要と想定しますので明記いただけないでしょうか。	適正な見積を実施するために、確認させていただけると幸いです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書に追記いたします。 「自己情報取得システムや情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システムと連携するシステムとの相互接続確認を行うテストを実施すること。」	○	株式会社 NTTデータ
5	10 13	3.2.2(5)イ 表4	3	「受託者が2019年4月以降、情報提供等記録開示システム等をサービス提供するに当たってのサービスの利用条件(提供するサービスの範囲、料金体系、各種SLA等)等を定めたサービス利用規約を契約締結日までに作成し、内閣府と合意すること。」とあるが、 ①「契約締結日までに」という点について、表4納品成果物一覧内に「サービス提供開始前」との記載があるため、「サービス開始前」が正ではないか。 ②「2019年4月以降」とあるのは、「2020年4月以降」が正ではないか。	表記の修正	①及び②について、ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「受託者が2020年4月以降、情報提供等記録開示システム等をサービス提供するに当たってのサービスの利用条件(提供するサービスの範囲、料金体系、各種SLA等)等を定めたサービス利用規約をサービス開始前までに作成し、内閣府と合意すること。」	○	アクセンチュア株式会社
6	11	3.2.3(1)	1	【対象記載箇所】 リリースに当たっては、ベータ版として国民等利用者へ公開し、国民等利用者からのフィードバックを受け、適宜改善事項を取り込んだ上で正式版としてリリースすること 【質問等】 公開範囲について、全国民等利用者を対象とした場合、フィードバックの数なども把握が困難であり、相応の体制を準備する必要があるため、以下の記載を追記いただけないでしょうか。 「なお、ベータ版の公開範囲については国民等利用者の属性等を加味して限定するものとするが、限定範囲や公開方法については別途協議するものとする」	適正な見積を実施するために、確認させていただけると幸いです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書に追記いたします。 「なお、ベータ版の公開範囲については国民等利用者の属性等を加味して限定することとし、公開範囲や方法については別途内閣府と協議するものとする。」	○	株式会社 NTTデータ
7	11	3.2.3(2)	3	「定期的にサービスの利用状況に応じてインフラ資源のリソースや体制等の適正化を行い、契約の見直し等を行う」点につき、クラウド資源の利用状況に応じて課金する従量課金の考え方を明記する必要があるのではないかと。	契約条件を明確にするため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「定期的にサービスの利用状況に応じてインフラ資源のリソースや体制等の適正化を行い、サービスの利用状況に連動した課金となる契約内容とすること。」	○	アクセンチュア株式会社
8	12	表4	3	【対象記載箇所】 納入成果物「機器導入実施計画書」「保守計画書」「設備整備計画書」 【質問等】 契約締結後1ヶ月以内にパブリッククラウドを利用できない機器等を特定し、内閣府様との協議の上方針、計画を定めることは困難なため、以下の表現にしてはいいかがでしょうか。 「納入時期：プロジェクト実施計画書にて定める日」	業務遂行可否を判断するために、確認させていただけると幸いです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「納入時期：プロジェクト実施計画書にて定める日」	○	株式会社 NTTデータ

項	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答(案)	仕様書修正	質問者
9	12	表4	4	項番2「要件確認書」と項番5「要件定義書」の相違点について、ご教示いただきたい。なお、項番2「要件確認書」は不要ではないかと思料する。	両者の違いが不明確であるため。	項番2「要件確認書」については、現行システムの設計書などから要件を確認した結果です。項番5「要件定義書」については、「要件確認書」の内容に基づき、再構築後のシステムの要件を定めたものです。		アクセンチュア株式会社
10	12	表4	3	成果物の項番27（保守計画書）から項番36（監視計画書）については、パブリッククラウド化される部分も納品成果物に含めるべきではないか。	成果物の内容として、パブリッククラウド化する部分も対象になると思料するため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 なお、表4は一般的な納入成果物の体系を示すものであるため、パブリッククラウド化する部分が対象外になると考えられる成果物がある場合は、内閣府と協議の上、納入成果物を確定させていただきます。 <表の修正> 「役務内容（項番13～項番36）：情報提供等記録開示システムの再構築」	○	アクセンチュア株式会社
11	16	4.2(1)	3	【対象記載箇所】 阪神大震災や東日本大震災と同規模の大規模災害が発生した場合でも、継続してサービスを提供できる環境を整備すること。 【質問等】 BCPへの考慮を行う必要があるため、想定されている環境構成(Act-Act、Act-Standby)等について明記いただけないでしょうか。	受託者の要件に適合しているか確認するためにご教示いただければ幸いです。	環境構成については、閲覧資料「情報提供等記録開示システム 基本設計書」をご参照ください。 なお、ご指摘の点については、「システム基盤概要設計書4.1.可用性・信頼性確保方式」に記載されております。		株式会社NTTデータ
12	16	4.2(1)	4	非機能要件として、現行システムの設計書に記載の無い以下の内容について、情報を開示いただきたい。 ①現行システムのアカウント開設数、平均/最大アクセス数 ②今後構築予定のAPI機能、API基盤の想定利用者数	稼働当初のキャパシティプラン立案に必要となるため。	①については、「10.3.6 閲覧資料」に「情報提供等記録開示システム 月次実績報告書」を追加いたしますので、ご参照ください。 ②については、今後構築工程の中で検討予定のため、現時点で想定利用者数をお示しすることは困難です。なお、定期的にサービス利用状況に応じてインフラ資源のリソースや体制等の適正化を行い、契約の見直し等を行うことを想定しておりますので、ご留意の上ご提案ください。	○	アクセンチュア株式会社
13	20	5.3.1(2)	3	【対象記載箇所】 情報提供等記録開示システムと同等規模のシステムのパブリッククラウドへの移行案件に携わった経験を有すること。 【質問等】 情報提供等記録開示システムの規模の把握が困難なため、情報提供等記録開示システムの規模情報を明記いただけないでしょうか（製造規模、利用者数等）	受託者の要件に適合しているか確認するためにご教示いただければ幸いです。	情報提供等記録開示システムの規模情報については、閲覧資料「情報提供等記録開示システム 要件定義書」をご参照ください。 なお、ご指摘の点については、「要件定義書（基盤編）3章 性能・拡張性要件」に記載されております。		株式会社NTTデータ
14	20	5.3.3(1)	3	【対象記載箇所】 情報提供等記録開示システムと同等規模のシステムのパブリッククラウドへの移行及びサービス提供の実績を有すること 【質問等】 情報提供等記録開示システムの規模の把握が困難なため、情報提供等記録開示システムの規模情報を明記いただけないでしょうか（製造規模、利用者数等）	受託者の要件に適合しているか確認するためにご教示いただければ幸いです。	情報提供等記録開示システムの規模情報については、閲覧資料「情報提供等記録開示システム 要件定義書」をご参照ください。 なお、ご指摘の点については、「要件定義書（基盤編）3章 性能・拡張性要件」に記載されております。		株式会社NTTデータ
15	25	7.1(1)(3)	3	「前記（1）により本調達の受託者に著作権が留保された著作物」との記載について、(1)には受託者に留保される旨の記載が見当たらない。(1)において、「ただし、受託者が本業務を実施する以前から有している著作権が含まれる場合、当該著作権は、受託者に留保される。」旨の記載漏れとの理解で問題ないか。	内容詳細の確認のため。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「(1) 本調達の納入成果物に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権は、調達に定める契約金額の支払いが完了した日を以て、内閣府に移転するものとする。ただし、受託者が本業務を実施する以前から有している著作権が含まれる場合、当該著作権は受託者に留保される。」	○	アクセンチュア株式会社
16	31	10.3.5	4	「技術等提案の遵守：本件は一般競争入札・総合評価方式の手続きを経て行うものであり、本仕様書及び技術等提案書に記載した内容については、確実に履行すること。」とあるが、入札に際して提案者が提出する技術等提案書を選定いただいた場合には、技術等提案書の内容を実施する上で記載した前提条件についても、ご承諾いただける理解で問題ないか。	本仕様書をふまえた業務の詳細として、技術提案書が存在する認識であるが、契約書と同様の位置づけとの認識でよいか確認させていただきたい。	技術等提案書の内容を実施する上で付された前提条件については、技術等提案書の選定後に、仕様書への反映是非を個別に調整させていただくことを予定しております。		アクセンチュア株式会社

調達件名：情報提供等記録開示システムの再構築及び同システム等のサービス提供

項番	頁番号	項目	種別	質問等	理由	回答(案)	仕様書修正	質問者
1	10	3.2.2(4)	1	【対象記載箇所】 現行情報提供等記録開示システムからのデータ抽出は現行のアプリケーション保守事業者が行う。 【質問等】 現行のアプリケーション保守事業者から受領する現行情報提供等記録開示システムのデータ形式についてご教示いただけないでしょうか。	適正な見積を実施するために、確認させていただけると幸いです。	現行情報提供等記録開示システムから抽出を行うデータの形式については、本調達の業者決定後に現行のアプリケーション保守事業者も含めて調整することとさせていただきます。		株式会社 NTTデータ
2	11	3.2.3(3)	1	【対象記載箇所】 具体的な対応の範囲については、サービス利用規約により規定すること。 【質問等】 当該対応がアプリケーション部分を想定している場合、クラウドサービスの提供範囲外になると思われますので、「サービス利用規約」とは「アプリケーション部分の継続的開発に係る条件書」のようなものであるという解釈でよろしいでしょうか。	仕様書上の記載の解釈が適切であるか確認するためにご教示いただければ幸いです。	「サービス利用規約」は情報提供等記録開示システム等をサービス提供するに当たってのサービスの利用条件（提供するサービスの範囲、料金体系、各種SLA等）等を定めるものであり、業務アプリケーションのみならずクラウドサービス基盤も包含するものです。		株式会社 NTTデータ
3	15	4.1	1	【対象記載箇所】 本調達の実施に当たっては、以下の要件定義書を必ず閲覧し、記載された各要件を満たすこと。 【質問等】 本調達実施にあたり、要件は原則要件定義書に相当するものを満たすことでよいでしょうか。詳細設計書に記載される内部仕様は採用される基盤や情報提供等記録開示システム再構築時の要件によっては変更されるのではないかと考えております。	受託者の要件に適合しているか確認するためにご教示いただければ幸いです。	本調達の実施に当たっては、原則として仕様書に記載された要件定義書等の要件をすべて満たす必要がありますが、経済的又は技術的に優れた提案の制約となる要件については、差分を明らかにした上で変更又は不採用をご提案いただくことも可能です。		株式会社 NTTデータ
4	16	4.2(1)	1	【対象記載箇所】 「イ 政府システムの保護」 【質問等】 「自らの知的財産権についてクラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること」について「クラウド利用者」とはクラウドサービスを利用して構築等を行う本調達の受託事業者を指しますでしょうか。	受託者の要件に適合しているか確認するためにご教示いただければ幸いです。	ご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正いたします。 「クラウドサービス事業者が保持する自らの知的財産権について、内閣府に利用を許諾する範囲及び制約を通知すること。」	○	株式会社 NTTデータ
5	12、13	表4	1	【対象記載箇所】 「プログラムソースコード」「サービス利用規約」 【質問等】 アプリケーションは「プログラムソースコード」として納品し、アプリケーションを載せる基盤部分をクラウドサービスとして「サービス利用規約」に基づき提供するということで、クラウドサービスの提供範囲にアプリケーションは含まれないという解釈でよろしいでしょうか。	仕様書上の記載の解釈が適切であるか確認するためにご教示いただければ幸いです。	「サービス利用規約」は情報提供等記録開示システム等をサービス提供するに当たってのサービスの利用条件（提供するサービスの範囲、料金体系、各種SLA等）等を定めるものであり、業務アプリケーションのみならずクラウドサービス基盤も包含するものです。		株式会社 NTTデータ
6	16 31,32	4.2(1)イ、ロ、ハ 10.3.7	1	【質問等】 総務省及び経済産業省において「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」が開催されておりますが、本検討会の議論結果を反映して、要件が変更する可能性がありますでしょうか。	受託者の要件に適合しているか確認するためにご教示いただければ幸いです。	「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」における議論の結果を踏まえて、本調達の要件が変更となる可能性もあります。		株式会社 NTTデータ
7	16,17	4.2(1)ニ	1	【質問等】 方が一、不正な変更が加えられた機器が発見された場合、当該機器に起因する具体的な脅威（データ漏洩等）について、機器交換以外の手段（ファイアウォールや監視システム等により不正な動作をしていないか確認/制御する等の手段）でセキュリティを担保する、というのも選択肢の一つとして許容されますでしょうか。	受託者の要件に適合しているか確認するためにご教示いただければ幸いです。	不正な変更が加えられた機器が発見された場合、機器交換以外の手段（ファイアウォールや監視システム等により不正な動作をしていないか確認/制御する等の手段）が暫定的なセキュリティを担保する手段になることはあり得ますが、恒久的な対応として機器交換は必須になると考えます。		株式会社 NTTデータ
8	31	10.3.6	1	【質問等】 閲覧対象資料として、「次世代マイナポータルのあるべき姿に関する調査研究」の調査結果最終報告書を含めてはいかがでしょうか。	(1)～(6)の閲覧対象資料は、現行の情報提供等記録開示システムの仕様に係る資料であり、再構築方針に係る資料は「次世代マイナポータルのあるべき姿に関する調査研究」の報告書に記載されていると考えますのでご確認いただければ幸いです。 (「次世代マイナポータルのあるべき姿に関する調査研究」の調達目的が「次世代マイナポータルのあるべき姿を描き、それに必要となる技術的な要素の整理を行うこと」と記載されております)	ご指摘の「次世代マイナポータルのあるべき姿に関する調査研究」の調査結果最終報告書については、あくまで調査研究事業の成果物ですので、閲覧資料としておりません。		株式会社 NTTデータ